

2020年5月27日 全8頁

# コロナ禍で欧州最悪の犠牲者を出す英国の迷走

コロナ収束もままならず合意なき離脱のリスクが急速に高まる

ユーロウェイブ@欧州経済・金融市場 Vol. 160

ロンドンリサーチセンター シニアエコノミスト 菅野泰夫

## [要約]

- 新型コロナウイルスによる被害が甚大で厳格なロックダウン措置が取られた欧州大陸では、5月に入り入国制限の緩和が発表されるなど、出口戦略がさらに本格化している。ただし欧州で最悪の被害を出した英国では、製造業や建設業など、在宅勤務ができない場合の出勤が促された一方で、未だ可能な限り公共交通機関を利用しないよう呼びかけられている。さらに、6月8日からは、海外から英国に入国する場合に14日間の自己隔離措置が導入される予定である。
- 英国では、イングランド以外のウェールズ、スコットランド、北アイランドでは、政府が示した解除方針に反発し、外出自粛を続けている。英国政府はロックダウン措置解除にあたり、5つの条件を付与しているものの、(英国では)死者数が未だ100人単位のため措置の緩和は時期尚早と判断しているようだ。英国政府のスローガンである“ステイ・ホーム (Stay at home)”と“ステイ・アラート (Stay alert)”の違いが分かり辛いなど、あいまいな判断基準も多く、英国政府の対応に不満を募らせているのが実情である。
- ブレグジット後のEUとの将来的な関係性に向けた協定を巡る交渉は、新型コロナウイルスの混乱により4月には実施できず、5月15日に3回目の交渉がテレビ会議で行われた。ただし進捗は限られたものであり、膠着状態を打開するには至らなかった。4回目の交渉は6月1日から5日間の予定であるが、ジョンソン首相は、移行期間延長を申請する期限となる6月までに、進捗が思わしくなければ、その時点での交渉打ち切りも示唆している。5日間の交渉の行方次第においては、急速に合意なき離脱の可能性が高まることが警戒される。

## 欧州は入国制限緩和などのロックダウン解除がさらに進む

新型コロナウイルスによる被害が甚大で厳格なロックダウン措置が取られた欧州大陸では、5月に入り入国制限の緩和が発表されるなど、出口戦略がさらに本格化している。

イタリア政府は5月16日に新たな法令を交付し、夏の観光シーズンに向け、6月3日からの観光目的も含む海外からの移動一部再開と、国内移動制限を解除する方針を明らかにした。現時点ではイタリアに入国した者は14日間の自己隔離が必要だが、6月3日からはEU加盟国、シェンゲン協定加盟国、英国との往来には自己隔離は不要となる。イタリア同様に厳格なロックダウン措置を講じていたスペインでも、5月4日以降、段階的な措置解除に舵を切り、6週間ぶりに児童の外出が許可された。バーやレストランも徐々に営業を再開し、7月1日からは海外からの渡航者に対する14日間の自己隔離も不要になるとの声明も発表された。これにより海外からの観光客の受け入れが事実上容認されたことになる。欧州の中でも被害が大きかった南欧諸国は、入国制限の緩和には慎重な姿勢に終始していた。しかし、数十年來の厳しい経済減速に直面し、観光産業の比重が大きく夏の観光シーズンを前に、感染の第2波を抑制しつつ、いかに経済活動を再開していくかという課題に取り組まざるを得ないのが実情であろう。さらに、ドイツでは域外国からの入国禁止や、シェンゲン加盟国との国境で検査が導入されるなどの制限措置が取られていたが、5月16日より、まずはルクセンブルクの陸路の国境から徐々に開放されている。さらに6月15日以降、EU加盟国に加え、英国やアイスランド、スイス、リヒテンシュタインへの渡航が開放される予定である。ただ行先がどこであれ、社会的距離と衛生ルールは変わらないため、これまでの休暇とは異なる様相を示すことは確実となる。

一方、英国でも、社会的距離を維持できるのであれば、運動のための外出は無制限となり、公園などで同居家族以外の1人と会うことができるようになるなど、段階解除の方針が示されている（イングランドでは、生活必需品以外を扱う小売店は6月15日より営業再開が可能となる）。ただ欧州で最悪の被害を出した英国のコロナウイルス感染による死者数は、他の欧州諸国と比較してまだ高い水準にある（5月26日の死者は134人、合計3万7千人超）。製造業や建設業など、在宅勤務ができない場合の出勤が促された一方で、未だ可能な限り公共交通機関を利用しないよう呼びかけられている。さらに、6月8日からは、海外から英国に入国する場合（英国国民含む）に14日間の自己隔離措置が導入される予定である。これにより、英国国民が夏季休暇を海外で過ごすことはほぼ不可能となったが、感染率の低い国から入国する場合には、隔離措置を適用除外にすべきとの声も上がっている<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> ヒースロー空港のCEOは、航空は経済の生命線とし、英国政府は他国と協議し、共通の国際基準を導入して、新型コロナウイルス感染のリスクが低い国とのフライトは通常運行にするなどの対処が必要と主張している。

図表 1 欧州各国のロックダウン措置の段階解除予定

国	措置導入日	解除実施日 (予定も含む)	解除内容
イタリア	2月23日より不要不急の外出不可（外出申告書携帯）。生活必需品以外の店舗休業。	第1段階 (5月4日より)	マスク着用すれば地域内の移動は可能に。散歩や運動のための外出も認められる。建設や製造業も操業再開。
		第2段階 (5月18日より)	美術館や図書館、小売り店舗の再開と葬式も参列者15名までで実施可能に。
		第3段階 (6月3日より)	夏の観光シーズンに向け、6月3日からの観光目的も含むEU諸国、シェンゲン協定加盟国、英国との海外渡航の再開と国内移動制限を解除
ドイツ	3月22日より不要不急の外出不可。生活必需品以外の店舗休業。	第1段階 (4月20日より)	店舗面積800平方メートルまでの小規模店舗の営業再開。自転車や本屋、自動車ディーラーも再開。
		第2段階 (5月4日より)	初等および中等教育の最終学年の生徒を対象に授業再開。美容院も厳格な衛生基準のもと再開。
		第3段階 (6月15日より)	フランス、スイス、オーストリアなどの隣国との国境を開放予定。夏までに国外からの渡航者の14日間の自主隔離を終了し、旅行者の受け入れを判断
スペイン	3月14日より不要不急の外出不可（子供は一切外出禁止）。生活必需品以外の店舗休業。	第1段階 (5月4日より)	ヘアサロンなど予約制でのサービス提供が可能に。レストランは持ち帰りで営業再開。プロスポーツは練習再開。散歩や個人スポーツも可能に。
		第2段階 (5月11日より)	要件を満たした州で厳格な安全ルールの下小規模企業が営業再開。バーやレストランは屋外スペースで収容率50%で営業再開。ホテルなど観光客向けの宿泊施設は共有スペースを除き再開。
		第3段階 (6月上旬より)	レストランやバーの制限措置がさらに緩和。ビーチが利用可能に。7月1日より国外からの渡航者の14日間の自主隔離を終了し、海外からの夏の観光客の受け入れを再開。
英国	3月23日より不要不急の外出不可。生活必需品以外の店舗休業。運動のための外出は一日一回。	第1段階 (5月13日より)	運動や散歩のための外出は無制限に。在宅勤務では不可能な産業（建設・製造など）は活動再開奨励。
		第2段階 (6月15日より)	生活必需品以外の一部小売り店舗の営業再開や、小学校の低学年および最高学年から段階的に登校再開。 6月8日以降、海外からの渡航者は滞在先申告書に記載した場所で14日間の自己隔離（違反者は1,000ポンドの罰金）。
		第3段階 (7月4日より)	美容院やサロン、飲食店などホスピタリティ産業の一部や、映画館などの娯楽施設、礼拝所などの宗教施設の再開。
フランス	3月17日より不要不急の外出不可。生活必需品以外の店舗休業。	第1段階 (5月11日より)	店舗や初等教育機関の再開、外出許可書が不要になり、自宅から100キロまで（あるいは地区内）の移動も可能に。10人までの集会も実施可能に。 国内を依然として感染の勢いが強いレッドゾーンと、沈静化したグリーンゾーンに分け、前者には公園や庭園の再開を遅らせるなど制限措置を追加。

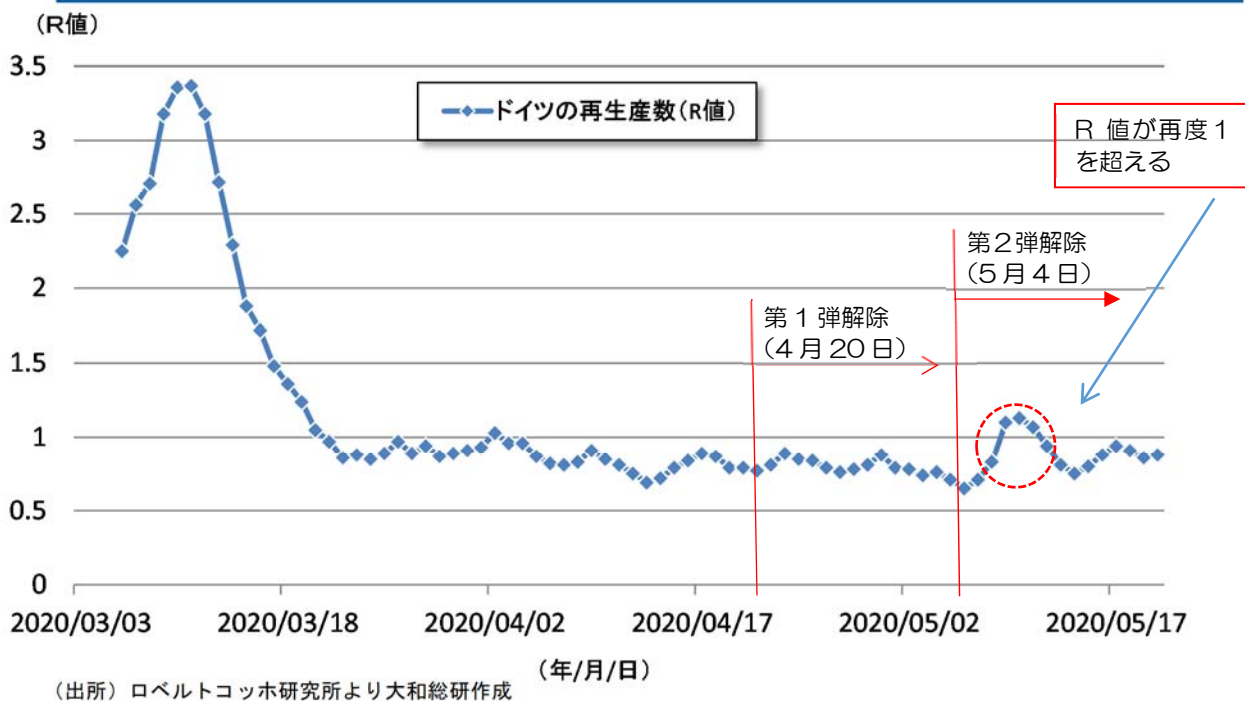
(出所) 各国政府のウェブサイトより大和総研作成

## ロックダウン解除の鍵となる再生産数（R 値）

英国では、イングランド以外のウェールズ、スコットランド、北アイランドが、政府が示した解除方針に反発し、外出自粛を続けている。英国政府はロックダウン措置解除にあたり、5つの条件を付与しているものの、死者数が未だ 100 人単位のため措置の緩和は時期尚早と判断して

いるようだ。解除条件の1つは、「再生産数（R 値）を1以下に抑え、（ロックダウン措置の）いかなる変更も、第2の感染ピークを招かないと自信を持って言えること」である。ただそれを自信を持って言うためには、その他の解除条件<sup>2</sup>のすべてが満たされる必要があるだろう。さらに R 値は計測方法の違いや統計誤差があるにもかかわらず、国民がその数値に一喜一憂する可能性が高い。「第2の感染ピークを招かないと自信を持って言えること」の条件がクリアされたか否かを判断することは、ワクチンや特效薬ができない限り困難であろう。英国政府のスローガンである“ステイ・ホーム（Stay at home）”と“ステイ・アラート（Stay alert）”の違いが分かり辛いなど、あいまいな判断基準も多く、ウェールズ、スコットランド、北アイランド政府からは、英国政府の対応に不満を募らせているのが実情である。

図表2 ドイツのR 値の推移



一方、ドイツ政府はロックダウン措置の解除にあたり、R 値が1を超えた場合にはロックダウン措置を再開する可能性を示していた。R 値の上昇にもかかわらず、経済活動の再開を求める声に屈しロックダウン解除を優先したとして、5月9日にはメルケル首相に対する大規模な抗議集会が開かれた。感染症の世界的権威であるロベルトコッホ研究所の発表によれば、ロックダウン解除後の5月に入り、ドイツのR 値は1以上に上昇した。これを受け、ノルトライン・ヴェストファーレン州など一部の地域ではロックダウン措置の再開などの対応が取られる一方で、当初の予定どおり5月4日以降、店舗の営業再開や登校開始などの段階的解除も強行している。

<sup>2</sup> その他の条件として、①NHSが（コロナウイルス患者の受け入れに対し）対応可能な体制であり、十分な医療を提供できる状態にあること、②1日当たりのコロナウイルスによる死亡者数が、持続的かつ一貫した減少率を見せていること、③感染率が持続的に減少していることを示す信頼性の高いデータがあること、④十分な数の検査薬や個人用防護服（PPE）が使用可能な状態にあること、がある。

ドイツでは国内の感染症例数は世界でも有数の規模だが、致死率ははるかに低い。これは感染拡大の早い段階で大規模な検査および陽性反応者の接触者の追跡を実施したことが大きいとされている。ただしロックダウン措置下では R 値は大半の場合、急速に 1 を下回るが、シンガポールのように措置が解除され始めればすぐに上昇することが示唆されている。感染学の観点からは R 値が 1 を上回れば、抑制措置が必要となるような第 2 の感染が指数関数的に増加することが懸念されている。

## コロナ禍にもかかわらず合意なき離脱が再燃する英国

ブレグジット後の EU との将来的な関係性に向けた協定を巡る交渉は、新型コロナウイルス感染拡大の混乱により 4 月には実施できず、5 月 15 日に 3 回目の交渉がテレビ会議で行われた。ただし進捗は限られたものであり、膠着状態を打開するには至らなかった。4 回目の交渉は 6 月 1 日から 5 日間の予定であり、その動向が注目されている。移行期間が終了する 2020 年 12 月末までに通商協定を批准するには、年内最後から 2 番目となる欧州議会での審議日、11 月 26 日が交渉妥結の事実上のデッドラインと目されている。しかし、ジョンソン首相は、移行期間延長を申請する期限となる 6 月までに、進捗が思わしくなければ、その時点での交渉打ち切りも示唆しているため、それよりも半年近く前に合意なき離脱が決定する可能性がある。

英国政府が設置した合意なき離脱担当委員会（通称、XO committee）を率いるゴープ内閣担当相は、交渉を停滞させているのは、EU が譲歩をせず、公平な競争条件やガバナンス、漁業権についての意見が対立したままであることを主因としている。英国政府はこれらの点で一步も譲歩しない構えのため、EU が妥協しない限り進捗は難しいという。ジョンソン首相には移行期間延長を要請するよう圧力がかかっているものの、依然として延長の可能性を否定している。一方、バルニエ EU 首席交渉官も、単一市場および関税同盟離脱がもたらす結果を英国が理解しておらず、交渉において現実的な要求をしていないと真っ向から対立する姿勢を崩さないでいる。

図表3 英国・EU 包括協定交渉のスケジュール

1月31日	英国のEU離脱
2月25日	EU総務理事会 →欧州各国政府が欧州委員会への包括的協定交渉の権限承認
3月2日～5日	英国・EUの第1回目交渉
6月1日～5日	英国・EUの第4回目交渉 → <u>ジョンソン首相は進捗が悪ければ交渉打ち切りを示唆</u>
6月18日～19日	EUサミット →通商交渉の進捗確認
6月30日	移行期間延長申請期限 → <u>移行期間を1年 or 2年延長する場合の申請期限（最大2022年末まで）</u>
9月下旬～10月上旬	保守党党大会
11月26日	協定交渉の事実上のデッドライン → <u>年内に欧州議会で協定が批准されるには、この日までに協定交渉合意の準備が整っていることが必要</u>
12月中旬	英国議会および欧州議会での協定交渉の承認
12月31日	移行期間終了（本離脱）

（出所）大和総研作成

## EU と英国の交渉方針（英国が目指すグローバル課税）

欧州委員会が3月18日に発表した協定文書（2月3日に発表した交渉方針を基にした協定草案）によれば、英国との将来の関係性について、公正な競争条件<sup>3</sup>（LPF:Level Playing Fields）が確保されるのであれば、全セクターにおいてゼロ関税、賦課金なし、数量制限も導入しない自由貿易地域の確立を目指すことが可能としている。つまり、英国側が公平な競争条件を受け入れることを自由貿易協定締結の前提条件として要求している。無論、英国政府はこれに対し、カナダとEU間の包括的通商協定（CETA: Comprehensive Economic and Trade Agreement）など、これまで第三国とEUが締結した協定に含まれるものと同等の提案をしていると反論している。このため、これを上回る内容を求めるのは悪質であり、到底調印できるものではないと痛烈にEU側を批判している。

一方、英国政府は5月19日にEUとの将来的な関係性を規定するための12草案を発表した。291ページからなる包括的通商協定（CETA）をはじめ、航空や漁業、社会保障の面での協調から法執行など広範な分野に関する協定の草案となっている。この草案の元になるものは、英国政府が2月27日に発表した、EUとの将来的な関係性にかかる協定に向けた基本方針である。この

<sup>3</sup> 英国との自由貿易協定締結の前提条件として、競争政策や補助金、環境、気候変動、労働、税制といった分野で、現在英国が遵守しているEU規制の水準を維持することを指す。特に、国家援助ルールはEU法を離脱後も英国法に移管することを提案している。第三国との投資や貿易上の優位性を獲得するために、これら水準を故意に引き下げることがEUは懸念している。

方針では、対等の主権国家間の友好的協力を基盤にする関係を目指すためにも、英国の法的・政治的独立を損なうような協定は締結しないとの姿勢を明確にし、離脱後に EU 規制と連動する義務はないことが示されていた。また、協定の中核になるのは包括的通商協定とし、カナダ EU 間などの CETA をモデルにし、漁業や法執行、運輸やエネルギーなどの分野は別途、一連の国際的協定を結ぶことで補完する方針が示されていた。

図表 4 英国の包括的通商協定の草案（5月19日発表）

協定対象分野	細目	英国の協定草案 (5月19日発表)
財・サービスの経済連携	農作物・水産品・自動車・機械等	EU・英間で関税・賦課金・数量制限を導入しない。
	金融サービス	英国EU双方は、国内・域内の居住者が双方の金融サービス提供者から、継続して（当該提供者に対する許可を与えることなく）サービス購入することを可能とする。
	デジタル	電子送信への関税不賦課。電子的手段でのサービス提供に対し事前の承認不要を原則とする。個人情報保護のための法的アプローチが異なる場合には情報交換し、互換性促進を図る。新興技術の規制・規制外の問題について協力するため戦略的な対話を実施。
	通関手続き	関税はなくても、国境における通関手続きが必要となる。取引を円滑化するため、業者と所轄官庁間で必要データの電子送受信を促進するシステムを目指す。積荷が低価格の場合など簡素化プロセスを導入する。
	原産地証明	英国EU双方とそのパートナー国におけるインプットや処理を自国内とする累積（付加価値基準）規定を含む。
	競争政策、補助金、環境、気候変動、労働、税制	EUがこれまでに第三国と締結した包括的FTAに含まれる内容を越える取り決めには合意しない。投資や貿易を促進するために、これら分野での規制を故意に引き下げない。
漁業枠組み協定	漁業水域	双方の水域へのアクセスについて毎年同意を要する（合意しなければ相互の水域での操業は不可能）。
司法	刑事案件にかかる法執行と司法協力の枠組み協定	法執行と司法協力の枠組みを規定する実質的な合意を締結。ただし、ECJとEU法体系が英国の法的主権を制約するものであってはならない。
運輸	空輸協定	英国EU間の空路接続性を促し、旅客や航空貨物運送業者が金額に見合う価値を得られるためにも市場アクセスの自由化を促進する。既存の安全基準の維持・改善するとともに、欧州の共有空域を効率的に管理するため、航空交通管制面での協力を継続、促進する。
	民間航空安全協定	相手国の所轄官庁・承認組織が発効した認証書の相互受け入れを可能とし、高水準での民間航空安全と環境適合性を促進する。民間航空製品・サービスの自由なフローを促進する。

（出所）英国政府より大和総研作成

ただ協定妥結に至らなかった場合でも、移行期間は延長しない方針のため、その際には、EU とオーストラリア間のような緩い通商協定を目指すという。EU とオーストラリア間には現在、FTA

は締結されておらず、実質的には WTO ルールに基づく貿易を行うことになり、そうなれば最恵国関税枠組みが双方に適用されるため、多くの日常品に関税が賦課されることとなる。

草案発表と同日に、英国のトラス国際貿易相は、2021 年以降に適用される新たな関税枠組みも発表している。同枠組みは、「英国グローバル課税<sup>4</sup>」と呼ばれる最恵国関税枠組みとして、現行の EU の対外的共通関税に代わるものである。これにより 2021 年 1 月以降、300 億ポンド相当の輸入品に対する関税が撤廃・引下げなどが予定されている。しかし、英国内の自動車産業・農業セクター保護の観点から高関税が賦課される（完成自動車には 10%、チーズや牛肉には 40% の税率が適用）。EU による域外国に対する最恵国関税の枠組みであれば、貿易加重平均の関税率は 3%以下である。ため、「英国グローバル課税」は自由貿易から程遠いとの批判も絶えない。

## 譲歩できない漁業権

なお、交渉上の最も大きな争点の一つとなっているのは、漁業権である。EU は共通漁業政策の維持を基本方針とし、EU と英国の漁業従事者が将来も相互の水域へアクセスできることを望んでいる。年間総許容漁獲高（TAC）について毎年合意し、EU と英国が固定の漁獲高の割合（クォータ）を分け合うというものである。しかし、EU との共通漁業政策に不満を持った強硬離脱派が、現在のジョンソン政権の保守党の強力な支持基盤である上、離脱後は独立した沿岸国としての権利を主張する英国にとって、EU 船籍の水域アクセスを許容することなど不可能に近い。EU との共生に寛容な態度を維持する労働党が、2019 年 12 月の総選挙で、支持基盤の牙城である北部イングランドのいわゆる「赤い壁」選挙区の票田を失ったように、EU 側への妥協を示せば、長期政権を目論む、ジョンソン首相の支持率の急激な低下も予想される。英国では新型コロナウイルス感染拡大が始まったのが、他の欧州諸国より比較的遅かったという時間的優位さがあつたにもかかわらず、対応が後手に回り、結果的に甚大な被害が出たことへの不満は大きい。英国のみならず新型コロナウイルス感染拡大が深刻化した EU 諸国では、どれだけ続くか分からない不況に陥る可能性が指摘されている。

英国の強硬離脱派の一部は新型コロナウイルスによる経済への混乱が既に起きているため、EU との協定交渉が決裂しても世論は気に留めないとの強気の姿勢すら見せている。ただ EU 諸国も英国との交渉どころではない状態にあり、通商協定交渉は平行線を辿ったまま、交渉を打開する糸口が見えていない。6 月 1 日からの 5 日間の交渉の行方次第においては急速に合意なき離脱の可能性が高まることが警戒される。

(了)

<sup>4</sup> EU 離脱の移行期間が終了する 2021 年以降に、英国への輸入品に対し賦課される関税枠組み。EU との将来的な関係性を巡る協定が締結されなかった場合には、EU からの輸入品にも適用される。国内産業の保護のため自動車や農産物には現行の高関税率が維持されたが、この枠組みにより一部関税が撤廃され、輸入額ベースで関税自由化率は 47%から 60%に達する。